県教委が高校入試制度の改変を発表

推薦入試をなくし 前・後期選抜制へ

県教委は9月13日、現在の中学2年生が受検する来年度の高校入試から、全日制と定時制昼間部の入試制度を改変する方針を明らかにしました。その改変内容を説明するために、県教委が高教組書記局に来局して折衝を行いましたので、その概要をお伝えします。

改変の中心点

改変の中心点は、推薦入試をやめて前期選抜とし、選抜の方法については、基礎学力検査を含むいくつかの選抜方法から各高校が選択して実施するようになる点です。中学校からの推薦が不要になるので、だれでも前期選抜を受けることができるようになります。県教委は「希望する全ての生徒が、公立高校の入試を2回受けるチャンスを得ることになる」と説明しました。

改変の目的・背景

県教委は、改変の目的を「生徒が主体的に学校を選ぶことができ、生徒の学ぶ意欲や多様な能力が評価される」入試にすることと説明しています。それに加えて、中学校から、推薦のための校内選考や実務等の負担が大きいとして改善を求める声が出ていたこと、高校からも推薦で入学した生徒の学力面についての問題が指摘されていたこと等を、改変の背景として説明しました。

また、「学ぶ意欲や多様な能力」を評価するという点から、選抜方法にプレゼンテーションを入れるなどして、大学のAO入試のような形になることをイメージしていると解説しました。

改変の影響は？

県教委の説明に対して高教組は、前・後期入試にしている県で、いわゆる「学力の高い生徒」が進学校に集中して、高校間の学力格差が大きくなったという状況があることを指摘して懸念を表明しました。これに対して県教委は「そうならないように、進学校には前期選抜の定員はあまり多くならないようにお願いしたい」「我々としては、定員割れしているような専門高校や周辺校を救いたいという思いで考えた。各学校で様々な工夫が行われて志願者が増えることを期待している」と述べました。

選抜方法の変更や、推薦と比べて志願者が増加すること等によって高校の業務が増えることについて、県教委は「高校側の業務が増えることについては申し訳ないと思う」としつつ、「定員割れを防ぎたい」という県教委の期待を繰り返すだけでした。業務増の問題に関連して、選抜方法を複数にすること等で前期選抜が1日で収まらない場合は2日間で実施することも可能だと回答しました。

今後、各校での具体的な検討が始まりますが、様々な疑問や問題点が出てくると考えられます。高教組は、県教委と折衝を行い、現場教職員の疑問や要望に応えることを求めますので、職場の声をお寄せください。

＜高校入試改変のポイント＞

1　改変が行われる課程及び実施時期
　①全日制及び定時制昼間部の入試が対象
　②2020年度実施の入試（現在の中２が受検）から実施
2　改変の中心点
　現行の「推薦入試と一般入試」から「前・後期入試」に変更する。
　※県教委は「希望する全ての生徒が、公立高校の入試を２回受けるチャンスを得ることになる」と説明。
3　具体的な変更点
　①２月実施の入試（現行は推薦入試、変更後は前期選抜）
　【現　行】A 一般推薦入試
　　［定員］全日制普通科　総定員の 5～20%
　　上記以外　総定員の10～40%
　　B 文化・スポーツ特別推薦
　　［定員］各校5人以内
　【変更後】A 特色選抜
　　［定員］　総定員の5～50%
　　［選抜方法］以下より各校で選択（複数も可）
　　基礎学力検査（国・数・英）、面接、実技、プレゼンテーション、作文・小論文
　　B 文化・スポーツ特別選抜
　　［定員］　拡大する方向で検討中
　　［選抜方法］以下より各校で選択（複数も可）
　　基礎学力検査（国・数・英）、面接、実技、作文・小論文
　※基礎学力検査は県教委で作成
　②３月実施の入試（現行は一般入試、変更後は後期選抜）
　志願変更及び学力検査（数・英）の難易度の異なる選択問題は廃止する。

長崎高教組新聞

発行
〒850-0013 長崎市中川２丁目２番５号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者　馬場 隆
購読料一部１０円
組合員は組合費に含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

やっぱり「せんせいふやそう」9・16中央集会

1年単位の変形労働時間制導入反対！教職員定数の抜本的改善こそが必要だ！

9月16日、「せんせいふやそうキャンペーン実行委員会」が主催する「やっぱり『せんせいふやそう』9・16中央集会」が、東京都内で開催され、全国各地から206人の教職員や父母が参加しました（長崎高教組からは2人参加）。

1年単位の変形労働時間制の問題点は明らか

集会では、主催者挨拶・基調報告に続いて、4人の方のリレー報告があり、そのうちの3人は1年単位の変形労働時間制の問題点について報告しました。

加藤健次弁護士は「1年単位の変形労働時間制は、可視化されるようになってきた教職員の長時間過密労働を、また見えなくするもの」と断じました。長く過労死問題を研究してきた佐々木司さんは、医学的な観点から、変形労働時間制になれば、睡眠時間が短くなり、特にレム睡眠が不足することで過労死の危険が高くなることを多くのデータを示しながら説明しました。全大教の黒川陽司さんは、すでにこの制度が導入されてる国立大学の付属学校から「変形労働時間制だけでは過重労働の問題は解決できない。業務見直しが必要」等の声が上がっていることを紹介しました。

会場いっぱいに集まった全国の参加者

「せんせいふやそう」のステッカーを全員で

教職員定数改善を求める世論を高めよう

リレー報告の最後に全教の波岡和朗教財部長が、教職員定数を定めた標準法制定当時の文部省担当者の説明等も紹介しながら、標準法改正による教職員定数増が必要だと述べました。

リレー報告後の会場からの発言では、不登校の親の会からの参加者から、「子どもたちのために、教職員増員のとりくみに親たちを引き込んでほしい」という発言があり、全滋賀からは「市町の教育長との懇談では、人事評価制度では一致しないが、教職員増員には全員が賛同する」という発言がありました。

署名等のとりくみを早急に広げよう

集会では、今後のとりくみとして、1年単位の変形労働時間制導入の法案を臨時国会で成立させないために、緊急の請願署名を急いで集めること等が提起されました。教職員定数の抜本的改善等を求める教育全国署名と合わせて、とりくみを大きく広げていく必要があります。

集会後はデモで教職員の増員をアピール

県公務共闘による人事委員会交渉

「生計費原則」に基づく賃金改善を

高教組や自治労連等で構成する県公務共闘は、9月10日、10月の人事委員会勧告に向けての要求書（8月30日提出）に基づく人事委員会交渉を行いました。交渉には、高教組から寺田書記長と馬場書記次長（公務共闘事務局長）、自治労連から、里公務共闘議長他3人が参加し、人事委員会は大崎事務局長他4人が対応しました。

交渉では、冒頭に里議長が、日本の労働者の実質賃金が長期にわたって下がり続けている中で、人事院勧告・人事委員会勧告が足かせになって民間給与の抑制に働いているのではないかと指摘した上で、勧告の参考とされている「標準生計費」の根拠をきちんと示すなど、公務共闘の要求に答えることを求めました。これを受けて大崎事務局長が、公務共闘が求めた8項目の要求に対する人事委員会の考え方について回答しましたが、その多くは、従来からの回答の域を出ませんでした。

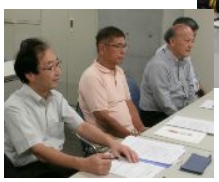

（上）人事委員会事務局
（左）県公務共闘

「標準生計費」の根拠を示せず

「標準生計費」にかかわる回答では、「生計費原則」が地方公務員法でも記述されていることを認めたうえで、「民間給与の水準に均衡させることが基本」として、「標準生計費」の根拠については明確にしませんでした。そこで公務共闘は、県労連の最低生計費の試算結果にもふれながら、人事委員会の「標準生計費」が著しく低いことを指摘して、改めて根拠を示すことを求めました。

これに対して大崎事務局長は、「県労連の最低生計費の試算結果はしっかり読ませてもらった（人事委員会から「参考にしたいので資料として提供してほしい」という要請があったので、事前に渡していた）。耐用年数で割り戻しながら生活に密着して形でつくられていることに敬意を表したい。非常に丁寧にわかりやすくつくられていると思っている」と述べる一方で、「標準生計費」については、総務省の統計を使って算出していることを説明するだけで、県労連の試算のように細かいところまで積み上げた結果ではないと根拠を示すことはできませんでした。そのうえで、民間給与が生計費を考慮しているはずだから、民間給与の水準に均衡させることが給与決定の基本という考え方を重ねて示しました。

住居手当の見直しについては含みを残す

8月に出された人事院勧告では、家賃59000円未満の職員が、家賃額に応じて500～4000円の減額となる住居手当の見直しが勧告されていました。この問題について公務共闘は、人事院が見直しの理由としているのは国家公務員宿舎（公舎）の利用料の上昇だから、この間、利用料が上がっていない長崎県では見直す必要がないはずだと指摘しました。これに対して人事委員会は、住居手当にかかわる現行の控除額は平成4年に決まっているので、それ以降の利用料の上昇も考慮して検討していると、住居手当の見直しに含みを残す回答を行いました。

長時間労働が採用に影響することに危惧の念

長時間労働の是正については、県教委などの任命権者のとりくみに期待しているという回答だったので、公務共闘は、人事委員会として学校現場の長時間労働の実態をしっかり把握しているのかと質しました。これに対して人事委員会は、教員採用試験の倍率が低くなっている中で、学校現場が長時間労働で厳しい状況になっているということは大きな問題と認識して、改善・改革が必要と考えていると述べましたが、詳細な実態については情報交換しながら把握していきたいという回答でした。そのため公務共闘は、県立学校の昨年度の調査でも、月の超勤が80時間を超える職員が12・6%だったことなどを示して、業務に応じた要員の確保を報告に盛り込むことを求めました。

臨任の待遇について県教委の対応を見極める

臨時的任用職員の待遇改善について公務共闘は、来年度から会計年度任用職員制度が始まることにかかわって総務省が出した通知の中で、臨時的任用職員が常勤職員と業務をしている場合は、常勤職員より下の級の給与とすることや給与の上限を設けることは不適切として、改善を求めていることを指摘し、人事委員会からも県教委などの任命権者にはたらきかけることを求めました。これに対して人事委員会は、そうした通知が出ていることを踏まえて、任命権者も対応を検討しているのではないかとして、人事委員会としてはそれを見極めたいと回答しました。公務共闘は、学校現場において、講師は教諭と同じ仕事をしているのに、教諭より低い1級の給与であり、53号給という上限が決められていることを指摘し、そこが改善されるかどうかを人事委員会として確認することを求めました。

県教研（11/4）の記念講演の講師が決まりました

勝野正章さん（東京大学教授）です

ご専門は学校経営や教育政策で、「子どもたちが楽しく学び、教職員が生き生きと働ける学校づくり」を研究しておられます。そういう観点から、1年単位の変形労働時間制の問題をはじめ、教職員の多忙化を解消するために考えるべきことについて話していただきます。

☆今年の県教研は、例年より早い期日になっています。早めに県教研の予定を入れておいてください。

「重点要求署名」で教育長と県教委へ私たちの声を届けましょう！

高教組は毎年、その年の賃金を決定する県教委交渉を10月末から11月にかけて行っています。この交渉を「確定交渉」と呼んでいますが、ここでは賃金だけではなく、教職員の生活・権利拡大や教育条件に関わる交渉も行います。

高教組は「確定交渉」を、組合員だけではなく県内全ての教職員の要求を実現するための交渉と位置づけ、重点要求署名にとりくみます。昨年の確定交渉では、長期休業中の授業日設定の上限を15日に引き下げる、子ども看護休暇の改善、エアコン使用の運用改善等が実現しました。この交渉は1年で最も重要な交渉です。従って、要求実現のための「重点要求署名」は、私たち教職員の労働条件改善にむけて最も大切な署名になります。各要求内容は、支部長・書記長が出席する代表者会で協議し確定したものです。署名のとりくみ方を説明している文書は9月5日付けで分会長宛に発送していますので、分会ではすでに署名用紙の回覧がすすんでいることと思います。未組合員を含めた全ての教職員の署名ですので、高教組の活動を知ってもらう絶好の機会です。近くの席の方に、署名の協力や組合加入の「声かけ・対話・呼びかけ」もお願いします。

6月～7月にかけて「教職員の長時間労働是正、働きやすい職場づくりのためのアンケート」にとりくみました。25分会から未組合員を含む教職員190人の声が集約され、休みたくても休めないなど現場の長時間労働の実態が明らかになりました。

「振休とりたくてもとれない。授業、分掌業務、部活動、会議等があるととれない。振休にして実際は勤務している、管理職は見て見ぬふりをしている。」

「退校時間が設定されたが、業務内容が削減されていない。その分持ち帰りと早朝出勤、土日出勤が増えている。」など、超過勤務の実態が多く寄せられています。

長時間労働是正にかかる「重点要求」として、県教委へ、◎人を増やすことを国に強く要求するとともに、県としても増やすことを努力すること、◎超勤の多い学校の管理職について、教職員の健康や安全配慮義務の観点から問題があることを厳しく指摘し改善を強く指導すること、◎現場での業務削減などを各学校まかせにせず、全県的な業務削減をすすめること、など、長時間労働勤務を解消するために9つの要求をあげています。

今年度は2500筆以上を目標にしています。すでに9分会から未組も含む多くの署名が届けられています。すべての分会で全教職員署名をすすめることが大切です。10月下旬予定の確定交渉の1回目には池松教育長が出席します。直接、本部に届けられた重点要求署名を手渡しします。県内公立高校・特別支援学校全ての教職員の意思を集めて要求実現の力にしたいと考えていますので、署名にご協力と職場でのとりくみの推進をあらためてお願いします。

第1次集約　9月27日（金）　第2次　10月25日（金）

すべての職場で重点要求署名をやりきりましょう！